

# 告示

## 埼玉県告示第千三百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和五年十一月八日認可した。

令和五年十一月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 名称

本庄北部土地改良区

### 二 事務所所在地

埼玉県本庄市